

<郷路弁護士提出資料>

資料 1

私が担当した訴訟関係時系列表

弁護士 郷路征記

番	日付	事項
1	1973/1/1	S48.1.1 精感商法開始か
2	1980/1/1	S55.1.1 東京しあわせ会（偽称）、ビデオルーム設置・全国に普及・青年に対する正体隠し伝道の開始
3	1982/8/1	S57.8.1 全国しあわせサークル連絡協議会（訴訟対策上、統一協会が自らの組織に付けた偽称）結成と主張
4	1987/3/19	S62.3.19 青春を返せ訴訟の提訴。原告1名実損+慰謝料100万円・後に原告20名に、伝道・教化課程の違法性を問う訴訟に
5	1988/1/1	S63.1.1 精感商法できず。青年新規隊結成→壮婦（既婚婦人）のコース開設→正体隠し、因縁、先祖供養を利用した精感商法型伝道の開始
6	1992/1/1	H4.1.1 全国しあわせサークル連絡協議会（偽称→上記3参照）中央事務局解散、この後、信徒会がやったと主張するようになる。
7	2001/6/29	H13.6.29 札幌地裁・青春を返せ訴訟の一審勝訴
8	2003/3/10	H15.3.10 札幌高裁・青春を返せ訴訟、控訴勝訴
9	2003/10/10	H15.10.10 最高裁・青春を返せ訴訟、上告審勝訴
10	2004/1/8	H16.1.8 札幌地裁・信仰の自由侵害回復第一次訴訟提訴・新規元信者原告4名
11	2004/6/26	H16.6.26 札幌地裁・信仰の自由侵害回復二次訴訟提訴・元信者原告40名、近親者原告23名
12	2012/3/29	H24.3.29 札幌地裁・二次訴訟一審勝訴、元信者原告全員勝訴、近親者原告殆ど敗訴
13	2013/10/31	H25.10.31 札幌高裁・二次訴訟二審勝訴、元信者原告3名時効で敗訴、近親者原告全員敗訴
14	2014/3/24	H26.3.24 札幌地裁・一次訴訟一審勝訴、元信者原告3名勝訴、1名時効で敗訴
15	2015/10/16	H27.10.16 札幌高裁・一次訴訟二審勝訴、一審判決を維持
16	2017/11/30	H29.11.30 東京地裁・A事件提訴
17	2018/1/30	H30.1.30 東京地裁・K H事件提訴→A事件と併合
18	2018/5/10	H30.5.10 東京地裁・O事件提訴→現在係属中
19	2019/1/30	H31.1.30 前橋地裁・T外4名事件提訴→現在係属中
20	2019/6/7	R1.6.7 東京地裁・H事件提訴
21	2019/9/20	R1.9.20 札幌地裁・O H事件→統一協会の長男夫婦が父の預金を無断で献金したので、相続人が統一協会を提訴した事件→現在係属中
22	2021/3/26	R3.3.26 東京地裁・AKH事件一審判決、原告勝訴、統一協会の伝道・教化課程の違法性については不当な目的が立証できないと立ち入らず
23	2021/6/17	R3.6.17 東京地裁・H事件、実損を回復して和解
24	2022/4/27	R4.4.27 東京高裁・AKH事件控訴審判決、双方の控訴棄却→双方上告せず確定

消費者法ニュース

Consumer Law News

[ホーム > 正体を隠した伝道活動—偽装勧誘—の違法性について](#)

正体を隠した伝道活動—偽装勧誘—の違法性について

125号 特集：カルト被害の実態—STOP!偽装勧誘—（125号）

ツイート

弁護士（札幌）郷路征記

はじめに

私は、昭和62年から現在まで一貫して統一協会の伝道・教化課程が被勧誘者の信仰の自由を侵害する違法なものであると主張する訴訟を闘い続けている。下記の札幌における3件の集団訴訟の体験と成果を基礎として、現在では東京地裁で3件、前橋地裁で1件、札幌地裁で1件の計5件、原告13名の事件を担当している（前橋の件は共同受任）。うち1件では、ビデオセンター受講決定の際の申込書の中に「世界基督教統一神靈協会文鮮明師の統一原理を提示する」と記載されていることを理由に、統一協会が正体隠しの伝道ではないとの主張を展開している。その他の事件でも、日々、統一協会の伝道・教化課程の違法性を裁判所に理解してもらうために苦闘を続けている。

そうなる理由はやはり、「多くの日本人なら、宗教性（筆者注・正体を隠して伝道することを含む）が秘匿されようが、旧約聖書を題材にした原罪の話など『古事記』同様の神話にすぎないと考えるであろうし、靈界・因縁の話などは迷信にすぎないと考えるであろうと思われる。……宗教性が秘匿されたまま講義を受けたとしても、原罪や靈界・因縁が実在するとは感じないと思われる」（下記乙事件判決）という普通の人の当然の疑問、すなわち、「なぜ、そんなことを信じてしまうの？」に答えうるだけの説明を、私を含め誰もができないところにあるのだと思われる。

そのようなことがあるのに、統一協会の伝道・教化課程の違法性を裁判所に認めてもらえた決定的なポイントが、やはり、「正体を隠した伝道活動」である。しかし、「正体を隠した伝道だ」とさえ言えば、裁判所が統一協会の伝道・教化活動の違法性をすぐに認めてくれるわけではない。正体を隠した伝道活動は、実は「なぜ、信じてしまうの？」という上記の疑問に直接答えるものではないからである。だから、上記の疑問に答えることができるようになり、それが違法であると裁判で認定されるようになれば、正体を明らかにした伝道活動についても違法とされるべきものは違法と認定されるようになるのかもしれない。しかし、そのようなことが可能となるのは、正体を隠した伝道活動を違法であるとして、統一協会の伝道・教化課程の

違法性を問う裁判での主張の積み上げ、工夫、努力以外にはないのではないかと思われる。そのためにも、現在までの到達点を確認しておくことが必要となる。

入信勧誘活動が違法となる要件

統一協会の伝道・教化課程が違法であるか否かの判断基準は、その目的、手段、結果が社会的相当性を著しく逸脱しているかどうかである。以下、私の担当した各事件について、その各要件について、我々の今後の主張の土台となると考えられる認定について紹介しようと思う。なお、正体を隠した伝道活動の違法性がテーマになっている本特集の中で、目的や結果などの要件についても論じるのは、後記のとおり正体を隠した勧誘行為のみでも信教の自由を侵害する不法行為であると考えられるとしても、裁判実務の中では勧誘の目的・手段・結果が社会的相当性を著しく欠いているという主張をすべきであると考えるからである。

甲事件判決の内容

平成13年6月29日札幌地方裁判所で言い渡された元信者原告20名の事件（「甲事件」という）の判決では、

① 勧誘の目的について、「原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会員の再生産という不当な目的であった」と認定している。この認定は、乙、丙事件でも基本的に維持されている。統一協会以外の正体を隠した勧誘を行う団体についてどのような認定がされるかは、それぞれの集団の活動実体とそれについての立証活動次第であろう。そして、正体を隠した勧誘を行う団体について、甲事件判決が上記の認定を行った手法、即ち、勧誘対象者を選別して、魂の救済を切実に求めていると考えられる人を類型的に排除していることと、勧誘されたあとで現実に行わせる実践活動の実体に照らして詳細な検討を行うべきであると思われる。

② 正体を隠した勧誘が手段として社会的相当性を欠いていることについて次の点が指摘された。

ア 「宗教教義の勧誘の場合には、個人差が大きいものと推測されるとはいえ、後になって、それが特定の宗教教義であることを明らかにしてみても、すでにその教義を真理として受け容れて信仰している以上は、……その宗教教義からの離脱を図ることは通常極めて困難というべきであって、こうした事態に立ち至る可能性があることにかんがみると、それは（筆者注・正体を隠した勧誘のこと）、その者の信仰の自由に対する重大な脅威と評価すべきものということができる」

イ 「宗教上の信仰の選択は、単なる一時的単発的な商品の購入、サービスの享受とは異なり、その者の人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力を及ぼす可能性を秘めた誠に重大なものであって、そのような内心の自由に関わる重大な意思決定に不当な影響力行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し決定する自由を妨げるものとして、許されないとわなければならない」

即ち、ア 信仰といふものの、一旦、信じさせられてしまうと後戻りすることが極めて困難な、超自然的事象への非合理的、非科学的な確信という性格と、イ 信仰選択の、人生そのもののへの決定的かつ不可逆的な影響力に鑑みれば、正体を隠した勧誘は、信仰の自由への重大な脅威だというのである。

結果については次のとおり判断している。

③ 統一協会の伝道活動は、「社会的にみて相当性があると認められる範囲を逸脱した方法及び手段を駆使した、原告らの信仰の自由や財産権等を侵害するおそれのある行為というべきであって、違法性があると判断すべきものである」

甲事件において裁判所は結論として正体を隠した勧誘等を内容とする統一協会の伝道・教化活動について、目的と結果の不当性も認定したうえで最終的に「信仰の自由や財産権等を侵害するおそれ」のある行為であると認定した。逆にいえば、「おそれ」がある行為としか認定しなかったのである。原告らは全員統一協会員となっている元信者であり、献金をさせられその返還を請求しているのに、である。

その理由として、今の時点となれば推測しうることなのであるが、正体を隠した勧誘のあと、文鮮明をメシアであると信じさせる＝宗教的回心をおこさせる＝までのプロセスの違法性が、裁判官が納得できるまでには解明されていなかったからであると思われる。

私は甲事件において、統一協会の伝道・教化課程の中で行われている事実を詳細に主張し、それを承諾誘導の技術等についての私の理解を用いて解明し、いかにして受講生が統一原理を真理として信じてしまうのかについて可能な限りの主張をしたのだが、裁判所の受け入れるところとはならなかつた。

乙事件判決の内容

平成24年3月29日、札幌地裁で言い渡された元信者原告40名近親者原告（物品を買わされた人たち）23名の訴訟で、札幌地裁は元信者原告勝訴の判決を言い渡した（以下、「乙事件」という）。

この判決の最大の特徴は、人がどのようにして一神教の信仰を得るのかという問題に真正面から取組み、それについて原告の主張とは異なる裁判所の認識を明らかにしたことである。

私は、甲事件への取組みを基礎に、新しく入手した証拠も用いて、統一協会の伝道・教化課程の事実をより詳細に主張し、それを承諾誘導の技術等で分析し、さらに、訴訟の最終段階で、認知的不協和の理論を用いて分析し、主張した。それは、私の、人は統一協会の伝道・教化課程でなぜ文鮮明をメシアとして信ずるようになるのかという問題に対する答えのつもりだったのだが、その主張は、裁判所の採用するところとはならなかつた。

しかし、この判決の行った判断の中で、私の思考の至らぬところに光りをあて、その後の糧となつた判断を少なくとも二つあげることができる。一つは、「人は、言葉による論理的な説

明を理解して信仰を得る（神秘に帰依する）のではない、神秘に帰依するとの選択は情緒を大きく動かされて初めて可能である」ということであり、二つめは、「入信後に特異な宗教的実践（自分の人生と財産を差し出し、経済活動に従事すること）が求められる場合、その宗教の伝道活動においては、入信後の宗教的実践内容がどのようなものとなるのかを知らせるものでなければならない、信仰を得させた後で初めて特異な宗教的実践を要求することは、結局、自由な意思決定に基づかない隸属を強いおそれがある」ということである。

正体を隠した勧誘については、次のとおり、その役割を分析した。

「原告らに対しては、……統一協会という名称はおろか宗教の伝道活動であることすら秘匿される。

宗教教義として説明されるより、科学的言説を用いるなどして説明される方が、多くの人は、原罪や靈界・因縁が実在すると信じやすい。このことが明らかであるため、統一協会は、原告受講生が、原罪や靈界・因縁が実在すると信じ易い状況を作出するため、宗教性を秘匿するものと考えられる。……

しかし、宗教性を秘匿して人に信仰を植え付ける行為は、自由な選択に基づかない隸属を招く恐れが強い。特に、統一協会の場合、入信後の宗教活動が極めて収奪的なものであるから、宗教性の秘匿は許容しがたいといわざるを得ない」

すなわち、乙事件判決は、正体を隠した勧誘によって宗教性を秘匿し、原罪や靈界、因縁という超自然的事象の実在を、受講生がより信じやすい状況を意図的に作り出していること、それにより、信仰が植え付けられ、自由な選択に基づかない隸属を招くおそれが強いから許されないとしたのである。

丙事件判決の内容

平成26年3月24日、札幌地裁は新規元信者原告4名、その他は甲事件の原告らの経済的被害の回復についての訴訟で新規元信者原告ら勝訴の判決を言い渡した（「丙事件」という）。

この判決での正体を隠した勧誘に関わる部分は次のとおりである。

「対象者らは、初期段階では、……勧誘先が宗教であり教えられていることの内容が宗教教義であることを明らかにされず、かつ、勧誘を受けていることを第三者に言わないように言われていたのであるから……教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、統一協会の教義を信仰させられるに至ったのであり、……原告らが統一協会の教義を自由意志に基づいて選択した（帰依した）とは到底認められない」

総括

以上によれば、統一協会の伝道目的については対象者の財産の収奪と労働力の搾取と犠牲者の再生産であり、人の内面的救済を目的としていないとの認定が確定している。結果について

は、統一協会の伝道・教化活動によって信教の自由（信するか否かを選択する自由）が侵害されたとの認定に到達しているといえる。重要と思われることは、甲事件で認定されている「財産権等を侵害する恐れ」が、乙・丙事件では記載されていないことである。財産権の侵害は、伝道・教化課程が不法行為であることを認定する要件ではないのである。信教の自由の侵害はそれだけで極めて重要な権利侵害であり、財産権の侵害はその後に起こることだからである。

どの時点で信教の自由が侵害されたといえるのかについて、明確に判示されてはいないのだが、これは文鮮明が再臨のメシアであると信じた時＝宗教的回心が発生した時である。このことによって受講生は統一協会員になるからである。

乙事件判決の、入信後に特異な宗教的実践を求める場合、伝道活動においてその宗教的実践活動を知らせるものでなければならないとの指摘は重要である。それがなければ、自分の意志で隸従を選択したとはといえないからである。

正体を隠した伝道については、乙事件において、宗教教義として説明されるより、科学的言説を用いるなどして説明される方が、多くの人は、原罪や靈界・因縁が実在すると信じやすいとの認定にまで到っている。しかし、この認定は原罪や靈界・因縁などの超自然的事象の実在を、人は言葉による論理的な説明によって信ずるようになるということなので、同事件判決中の人が神秘に帰依するメカニズムの説明と矛盾すると評価される恐れがある。丙事件の認定にも同じ問題がある。すなわち、この点に関しては、正体を隠した伝道によって「原罪や靈界・因縁など超自然的事象について、統一協会が望むとおりの知的な理解をさせやすい」というのが到達点というべきである。したがって、当初に掲げた疑問、人はなぜ文鮮明をメシアであると信ずるのかについて、正体を隠した伝道活動の故であるとの説明はできていないのである。

原理講論の分析からわかること

統一協会がその伝道・教化課程に課している課題がある。それは伝道・教化課程でおこなわれていることについての知識に基づいて、原理講論を分析すると次のとおりのことなのである。

- ① 統一原理は文鮮明が再臨のメシアであることを「論証」する目的で作られている。
- ② 統一原理（それを教える伝道・教化課程）は文鮮明を再臨のメシアであると「実感させる」＝宗教的回心を引き起こす＝目的で作られている。
- ③ 統一原理は受講生を統一協会員になるよう追い込むことを目的として作られている。
- ④ 統一原理は社会的に悪である行為も善であるとして実行することのできる人間を作る目的で作られている。
- ⑤ 統一協会以外の他者が所有権に基づいて所有している金銭についても、本来神の所有物であり、人間の墮落によってサタンに奪われたものであるから、その物自体が神＝復帰した人間・文鮮明の=のもとへの復帰を望んでいるという、他者の財産を収奪するための極めて攻撃的な思想を信じさせ、それを実践させる目的で作られている。

①～⑤の関連性

①は何故メシアが再臨しなければならないのかについて、知的な理解をさせるという内容である。知的な理解のさせ方について自由意思を制約する様々なやり方が指摘されうる。例えば、靈人体という統一原理の中核的概念について、教えの当初には、その特異な内容を明らかにせず、靈人体＝魂＝心と偽って納得させるとか、統一原理の構成そのものが創造原理で喜ばせ、墮落論でぐっと心理的に落とし込み、復帰原理で希望を与えるという、コントラストの原理を利用しているなどである。

しかし、知的な理解をどのように深めさせたとしても、文鮮明がメシアである「[ページトップへ戻る](#)
させる」状態にまですることはできないのであろう。自然人たる文鮮明が再臨超自然的存在であることを、乙事件判決が言うとおり、人は「言葉による論理的な説明を理解して」確信するのではないからである。知的な理解は②の宗教的回心を引き起こすための不可欠な土台を形成する行為なのである。そして、刷り込まれ知的に理解させられた教義が、「真理」である＝信仰に基づく確信＝となるのは、②の宗教的回心が発生するからなのである。

③～⑤は②の宗教的回心によって、再臨のメシアである文鮮明に帰依するということがあって、初めて可能になることである。メシアの解明した真理であり、救いのために必要なのだと説明されれば、メシアを受け入れた人は、それに従うのである。③と④を受け入れることとアベル・カインの教えによって人は文鮮明に隸従するようになるのであり、⑤を受け入れることによって、嘘について物を売ることも正しいこととして実践できるようになるのである。

以上のとおり、原理講論＝統一協会の伝道・教化課程＝で達成されようとしている中核的な目標は、②の受講生に宗教的回心を起こさせることなのである。

宗教的回心の発生と正体隠しの伝道

では、②の宗教的回心を起こさせることと、正体隠しの伝道とは、どのように関連するのだろうか。

②の宗教的回心は、受講生が統一協会の伝道・教化課程を歩み続けなければ発生しない。そして、無神論者や宗教は信じないという人は、いくら伝道・教化課程を歩まされても、宗教的回心を発生しないか発生確率が極めて低い。教えられることは原罪とか靈界とか因縁など超自然的事象にかかわることが中心だから、そのような人には到底受け入れられないからである。だから、占いなど目に見えないものを信じるか、あるいは宗教に親和性の高い人が受講対象者として選択される。そして、理屈っぽいとか、警戒心の強い人も避けられる。教えが浸透していくのに手間がかかるからである。求められるのは素直な人である。そのような人であるかどうかは、街頭などにおける最初の接触で判断され、望ましくない人は誘われない。

そのような選択された人達が、高度に組織的・目的的・体系的に整備された伝道・教化課程に、正体を隠した上に虚偽の理由で勧誘される。その課程を歩まされると、2009年頃の南東京教区での資料についての私の計算によれば、ビデオセンターの受講を決定した人のうち、統一協会員となる割合は25%以上という信じられないほどの高率である。

その場では統一協会の宗教教義が、そのことを隠して、事実である、真理であるとして、上記のとおり、さまざまなテクニックを用いて刷り込まれる。だから、超自然的事象についての知的な理解の刷り込みが極めて効率的におこなわれるのである。

以上のとおり、統一協会の正体を隠した勧誘は、宗教的回心を起こさせることを目的としている伝道・教化課程に、人々を引き込むために必須であり、宗教的回心を起こさせるための土台となる統一原理を、事実である、真理であるとして刷り込むことを可能にする方法なのであり、その結果驚くほどの伝道効率をあげているのである。それらは、②の宗教的回心を引き起こすための不可欠な準備となる行為であり、②の宗教的回心が発生した後は、それまでに刷り込んだ教義が真理として受講生を拘束することとなり、それを土台にその後に教えられる③～⑤によって、統一協会＝文鮮明に隸従する人間が作られていくのである。

正体を隠した伝道は、文鮮明が再臨のメシアであることを実感させ、宗教的回心をおこさせるために必要不可欠な、統一原理の刷り込みを、多くの人にに対して効率的に行うことを可能にするのであって、途中で伝道・教化課程を離れた人にとっては、その人の信教の自由を侵害するおそれのあった行為であり、そのまま統一協会員となった人にとっては信教の自由を侵害する行為と考えられる。

上記のとおり、人が文鮮明をメシアと納得してしまう過程を論証・立証できれば、正体を隠した勧誘はその行為のみで、被勧誘者に対する不法行為となると考えられる。

© 2020 一般社団法人消費者法ニュース発行会議

壮婦（既婚婦人）の伝道・教化課程について

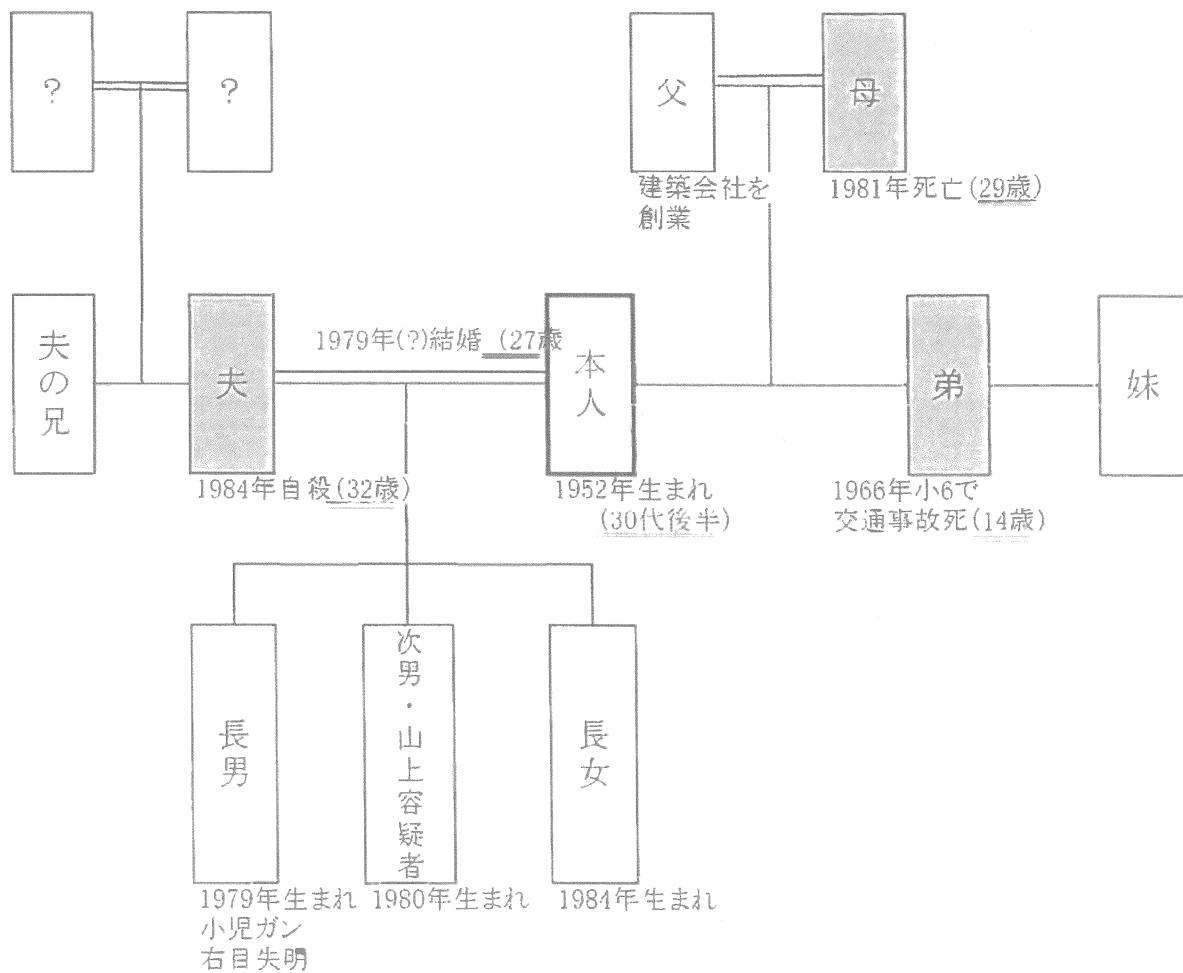
弁護士 郷路征記

2022年8月23日に行った講演「統一協会その違法な伝道・教化の手法」を
参照して頂きたい。

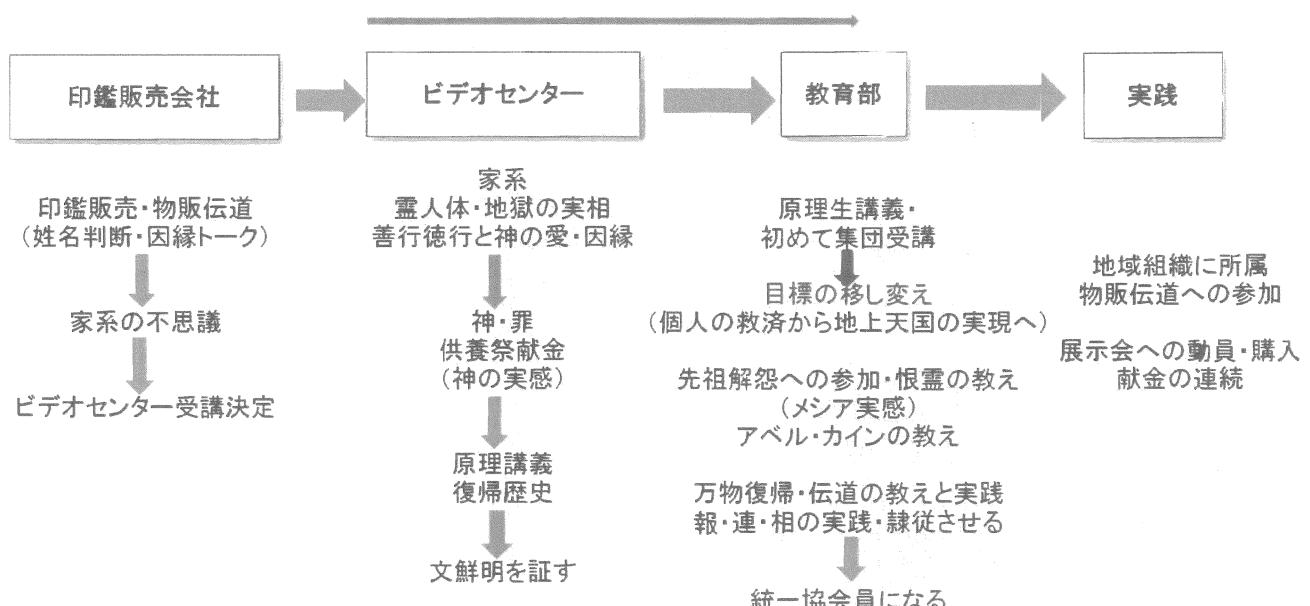
以下で視聴できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=E-b9a9L2t2Q&t=1138s>

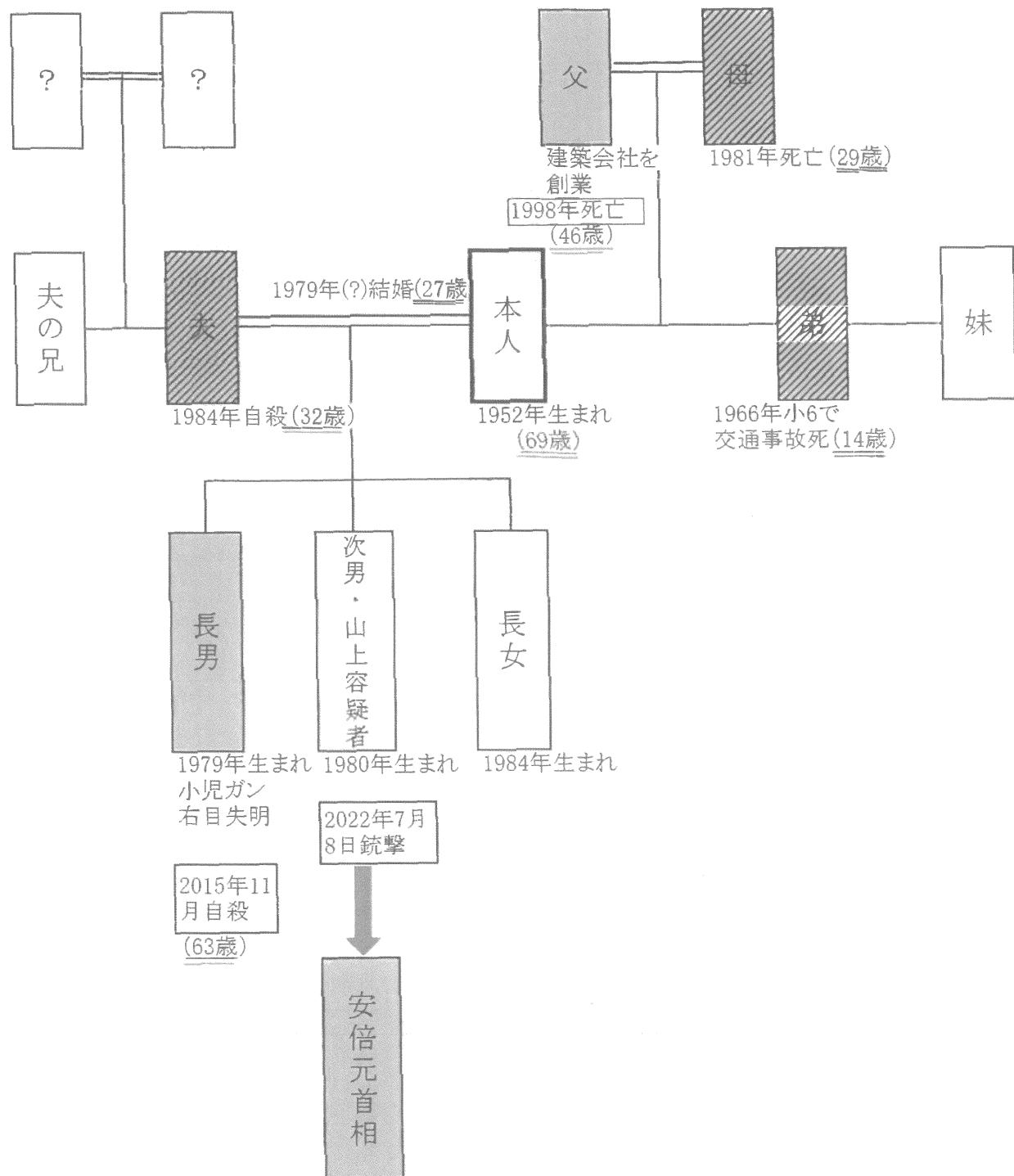
A子さんが統一協会に勧誘された頃の家族関係図（報道による）
(カッコ内の年齢はA子さんの年齢)



物販伝道からビデオセンター・教育部の全体像



A子さんの現在の家族関係図（報道による）
 （カッコ内の年齢はA子さんの年齢）



世界

1946年1月1日創刊
2022年10月1日発行
(毎月1回1日発行)

2022 October
no.962

資料7

SEKAI 岩波書店

10

特集1

変革の最前线

岸本聰子 内田聖子 三宅芳夫 菊池恵介 幡谷則子 近田亮平



特集2

オンラインと自由 — 訹謗中傷から考える

山本龍彦 小嶋麻友美 深町晋也 坂本旬

宗教カルトの何が違法なのか 郷路征記

国安法下の香港映画よ、水になれ チャン・ジーウン

国葬と日本の民主主義 飯島滋明

複合危機が襲う中東・アフリカ 井堂有子

宗教カルトの

何が違法なのか

統一協会の伝道・教化をめぐつて

世界平和統一家庭連合（旧名称 世界基督教統一神靈協会、以下「統一協会」）の伝道・教化活動が国民の宗教の自由を侵害するもので違法であることについて、違法性の根拠となる事実とそこから導かれる基準を示しつつ、山上徹也容疑者の母親（以下「A子さん」）について報道されている事実も対

象にしながら、論じていきたい。

私の認識は、統一協会を被告とする、元信者の宗教の自由が侵害されたと主張する訴訟の中で次第に形成されてきたものであり、違法性の根拠となる事実と基準が機能する場として考えていたのは、民事訴訟である。今回、山上徹

也容疑者による安倍元首相銃撃殺人事件という衝撃を前に、社会が再発防止策を求めていると想え、公表することとした。以下は、同様の実態を持つものであれば、他の宗教団体等に対しても適用しうるものであると考えている。

基本的視点

統一協会の伝道・教化活動の違法性を考える場合、保護されるべき法益を特定することが重要である。

最重要の法益は、伝道される側である国民の宗教の自由である。それが統一協会の伝道・教化活動によつて侵害さ

ごうろ・まさき 弁護士。札幌市生まれ、東北大
学経済学部卒業。一九八〇年代から現在まで統一協
会の伝道・教化活動の違法性を問う訴
訟を遂行している。

郷路征記

されていないかどうかという視点が必要である。国民が、信教の自由、すなわち宗教上の自己決定権を、そのもつとも基本的で重要な内心的権利として保障されていることは明らかであって、それを侵害する伝道・教化活動が認められるはずはない。以下の判決のとおりである。

統一協会が信教の自由を有しており、その伝道・教化活動もその信教の自由の一環であるとしても、対象者も信教の自由、すなわち当該宗教に帰依するか否かを選択する自由を有しているのであり、対象者のこの信教の自由を侵害する方法による伝道・教化活動は許されないのは当然である。(札幌地方裁判所二〇一四年三月二十四日判決、一三二二二三三頁)

違法性の根拠となる事実と基準

■第1 伝道目的の活動であることの明示

宗教団体の伝道活動は、特定の宗教団体の伝道活動であることを明らかにしておこなわなければならぬとすべきである。

たとえば、「家庭連合」である、というだけでは不十分である。名称の開示だけでは、それが宗教団体であることさえ不明なものがある。伝道目的の勧誘であることが明示

されていれば、判断のために十分な情報が与えられたと言える。そうでない場合は、極めて重要な事項について、判断の誤りを犯させられる可能性がある。

なぜ、伝道目的の勧誘であることを開示すべきなのか。

宗教とは超自然的事象への非合理的な確信をその本質とするものであり、その信仰の度合いによつては、どのような論理的説得によつても、その道から離脱することができなくなる可能性を秘めているからである。したがつて、最初の決定が極めて重要なのである。そして、宗教上の信仰の選択は、信じさせられる教義の内容によつては、その人の人生そのものに不可逆的な影響力をおよぼす、まことに重大なものだからである。以下の判示のとおりである。

宗教上の教義の場合には、一般的には、超自然的事象に対する非科学的、非合理的な確信に由来する信仰に基づくものであると考えられるため、その学習段階によつては、自らはもとより第三者からの批判的検討によつても、その科学的論理的な誤謬を指摘することが極めて困難であるばかりか、被告協会のそれのように、宗教教義からの離脱を図ること自体が罪悪であるとの教義を内包している場合には、その教義そのものがそれからの離脱を阻止する心理的に強度なくびきとなつて、より一層、

その教義への傾倒を断ち切り難い場合が生じるものと考えられる。

.....

宗教上の信仰の選択は、単なる一時的単発的な商品の購入、サービスの享受とは異なり、その者的人生そのものに決定的かつ不可逆的な影響力をおよぼす可能性を秘めた誠に重大なものであって、そのような内心の自由に関する重大な意思決定に不当な影響力を行使しようとする行為は、自らの生き方を主体的に追求し決定する自由を妨げるものとして、許されないとわなければならぬ。

札幌地方裁判所二〇〇一年六月二九日判決、五〇二頁

A子さんについても、伝道の当初、統一協会の伝道活動であることを伝えられていなかつたことは間違いない。統一協会の伝道活動であることが明示されていれば、A子さんが勧誘を承諾することはなかつたはずである。大学生活を経験しているA子さんが統一協会や靈感商法について、知らなかつたはずがないからである。

■ 第2 他の宗教の教義で伝道すべきではない

宗教団体の伝道・教化活動では、自己の宗教教義にはない他の宗教の概念を悪用して伝道をおこなうべきではない

とすべきである。

統一協会は、四柱推命、姓名判断および手相等の運勢鑑定によって因縁の存在を指摘することを伝道の端緒におこない、家系図を、因縁を実感させるための道具として用いてきた。そして、教義にはない先祖因縁、先祖供養を、既婚女性用のビデオセンターの前半部分で、もつとも主要なテーマとして教え込んでいた。この前半部分とは、「先祖供養祭献金」と称し、受講生の家庭の預貯金のすべてを献金させることが意図されているところまでである。その間、統一原理の薄められたものも教えられる。特に神については、先祖供養祭において、因縁の解消を原理の神に願わせるために講義もし、神を身近に感じさせ操作もおこなわれる。そして、人間の堕落と罪についても教えられる。しかし、この段階での教えの中核は、統一原理はない、「地獄で苦しむ先祖の因縁が現在の家族に危害をもたらしている」ということを信じさせ、それを実感させることであり、その対策として、これも教義にはない、先祖供養をしなければならないと信じさせることである。

A子さんの場合にも、それがおこなわれたことは間違いない。元同僚信者が、「家系図を書かせて全容を把握」(AERAdot. 11022年七月一三日) したと述べていたこと、A子さんが「統一協会の教えを守つて、『先祖様を供養した

い」（同二〇二二年七月一六日）と述べていたことが報道されているからである。

既婚女性用のビデオセンターの前半部分では、まず、九・九・九%の先祖が地獄にいるのだと教えられる。先祖は地獄で、顔のところまで泥水につかっていて、苦しいよう、苦しいようと、助けを求めている状態なのだと。地獄は、いつたんそこに入ってしまう、自力では永遠に出ることはできない。そのため苦しんでいる先祖は、血縁を通じて自分の子孫に助けを求めるのである。ところが、助けを求めたことが、子孫に対してはすべて悪いことになつてしまふ。したがって、家族は不幸になり、家運は傾いていくのだ、と教える。

統一協会は戸籍が残っているかぎりの家系図をつくる。

そこに死因等を書き加えてゆく。そうすると類似の例を見することは困難ではないのであって、たとえば、自殺をしている先祖がいた場合などには、夫の自殺を先祖の因縁のせいだといい、早死にした先祖が数名いた場合には、早死にする因縁が家系のクセとして存在し、その影響で夫が死んだと説明する。そのことによって、夫の自殺について自責の念に苦しめられていたであろうA子さんの心の負担を軽くして、家系における因縁の存在を受け入れさせた可能性がある。

さらに長男は家系の影響を受けやすいと教える。A子さんの長男も大きな病気を患っている。A子さんの弟は、A子さん一家にとつては長男である。その長男は交通事故で亡くなっている。したがって、家系的に長男が立たない、早死にする因縁があるとも言われたであろう。その原因を因縁によって示す。自殺した夫が地獄の底から二番目のところにいて、苦しみを訴えている、その訴えが長男の大病の原因なのだと。

もちろん、そのように言われても、迷信に過ぎないと考え、何の不安も抱かない人もいるだろう。しかし、不安を抱く人もいるのである。それは人それぞれの個性のゆえである。不安を抱かない人は、統一協会は伝道過程から「卒業させる」ので、統一協会員にはならない。

因縁の「実在」を実感させることができれば、その人の意思決定を支配することができる。拒んだらどうなるだろうと恐怖心を発生させ、因縁を解消するための行動を選択させる認識だからである。因縁を清算するために○○が必要と言われた場合、もはやそれを拒否する自由はない。

A子さんに対する「教育」は、さらに、夫の自殺を理由にA子さんが罪人であることを自覚するよう迫るはずである。罪の自覚は、統一協会員にするために決定的に重要なことである。原罪を脱がせてくれる「メシア」を受け入れ

るか、受け入れないかに直接関わつてくることで、罪意識が深ければ深いほど、より強くメシアを求めるものだからである。

A子さんは、友人に対して、「(夫は病死ではなく)自殺だつたから余計に傷ついたの、辛くて、辛くて……」と述べていたと報道されている(『週刊文春』二〇二二年七月二八日号)。「お腹の子も一緒に一家心中まで考えていた」とも報じられている(『文藝春秋』二〇二三年九月特別号)。そのとおりの気持ちであったであろう。自殺の場合、遺された者にどれほど心の傷をもたらすものであるか、体験がない者にとつては、窺うことのむずかしいほどのものであると思う。

統一協会のトーカーは、A子さんに対して次のように言ったであろう。

「人間は本来、神のように真の愛で人に尽くすことのできる存在になるはずだったが、アダムとエバの墮落によって邪心を持つようになり、愛し抜くこと、尽くし抜くことができなくなってしまった。あなたも、ご主人を愛し抜き、尽くし抜き、支え抜くことができなかつた。その結果、ご主人は自殺せざるを得なかつたのだ。ご主人が亡くなつたのは、あなたの罪のゆえなのです」と。

そのトーカーは、A子さんに対し大きな衝撃力をもつたことであろう。どうすることもできない絶望に陥れられたの

ではないかと思われる。統一協会はしかしそこで放置はない。別の役割の人間が、「でも大丈夫、ここで学べば救われる方法がわかります」と言って、ここで学びに拘束していくのである。このことによつて、ビデオセンターでの学びに対するA子さんの姿勢が転換されたと思う。一語一句聞き漏らすまい、すべてを吸收しようというように。あるいは、信じ切つていこうと今までに。この転換は、人によって発生する時期は違うが、統一協会の伝道・教化過程では、意図的におこされることなのである。

そのような状態にした上で献金をさせるための「教育」を追加し、献金をさせるトーカーをする。

「あなたの罪のために自殺したご主人が、地獄の下から二番目のところにいて苦しんでいる、その苦しみを解決して欲しい、助けて欲しいと救いを求めている結果、長男の小児ガンの病状が悪化した。だから、長男の病状悪化はあなたのせいだ。あなたには、このような家系の困難を救う中心人物としての使命がある、あなたしかできない。だから、愛の限りを尽くして、誠を尽くして、ご主人を含めた先祖の供養をしなければならない」と。A子さんに先祖供養をしますと言わせたうえで、祈つてきますと言つて(実際は、責任者の指示を仰ぎに行く)その場を離れ、戻ってきて、二〇〇〇万円と献金額を告げる。

A子さんにとつてみれば、夫を地獄にやつてしまつたのも、長男の病の悪化も自分の責任だということになつてしまつたのである。このまま放置したのでは子ども達の命にだつて影響がある、という思いにさせられているはずである。お金の問題ではないようになされてしまつていて。以上のようにして、原理の神に対し因縁の清算を願つて二〇〇〇万円の献金をさせられることになる。

統一協会がこの最初の献金で、すべての受講生に原則として預金のすべてを献金させることを目標にしているのは、大きな困難を課して、その困難を乗り越えさせるためである。払う犠牲が多ければ多いほど、困難を乗り越えた時に、神によつて自分の願いが聞き届けられた、因縁の清算がはかられたといつて誤解が発生する確率が高まるのだろう。発生した誤解に感動し、その感動の中で、神の愛を実感し、神の実在を実感する人がいるのである。このような事態が発生すれば、それは原理の神への信仰が植えつけられた状態と言つていい。

A子さんは、先の友人に対し、「辛くて、辛くて」のあとに「でもその分、救われ方も大きかったの」(『週刊文春』二〇一二年七月二八日号)と言つたと報道されている。A子さんも二〇〇〇万円の献金によつて原理の神の愛を実感させられた可能性がある。なお、神の愛の実感は、この時

期でなくとも、統一協会の伝道・教化過程では、意図的に発生させられることなのである。

以上のとおり、宗教団体の伝道・教化活動において、教義には存在しない概念を用いて、信仰を植えつけたり、巨額の献金をさせたりすることが許されるべきでないことは明らかである。

■第3 宗教教義であることを明示して教えること

宗教団体の伝道・教化活動においては、宗教教義は、宗教教義であると明示して教えなければならないとすべきである。

統一協会の伝道活動であることを隠して勧誘した効果として、統一協会の宗教教義である統一原理を、事実である、真理であるとして教え込むことができる。そのような実践を統一協会はおこなつてきた。その結果、宗教教義であるとして教える場合に比較して、その内容が受講生に浸透させられる度合いが高まることは明らかである。その重大性から当然に払われるべき知的な警戒心が解除されてしまうからである。

そして統一原理は、文鮮明が再臨のメシアであることを実感するための前提知識として教えられている。統一協会の意図はそうなのである。原理講論(教義書)では、創造原理、墮落論、メシア論、復活論等の総論的部分を前提にして、アダム・エバ家庭から東西冷戦時代までの人間歴史が

その総論の実証として叙述されている。神の意思としておこなわれたとされる、人間の墮落からの復活の歴史、その歴史の結論として、再臨のメシアがこの地上に今生まれているということが記載されている。

したがって、それが、「真理」あるいは「事実」であるとして対象者に浸透していけばいくほど、「神の意思」として対象者に浸透していくべきほど、「神の意思」として「再臨のメシア」が今この地上にあらわれているとの知識が真理あるいは事実として深められることになる。そして、その知識が基礎となつて再臨のメシアが文鮮明であることを知的に受け入れることとなり、さらにそれを前提知識としてメシアの実感に至ると統一協会は主張している。以上のとおり、宗教教義であることを隠して、宗教的回心に結びつくことも隠して、宗教的回心を起こすための前提知識を教え込むことは、信教の自由を侵害する準備行為であるから、許されないというべきである。

■ 第4 宗教的実践課題の宗教的回心発生前の開示

宗教団体の伝道・教化活動においては、宗教的回心を起こさせる前に、信仰した場合におこなわなければならぬ宗教的実践課題について開示しておかねばならないとすべきである。

先祖供養祭献金が終わつた後、宗教教義であることは明らかにしないで、統一原理がビデオ一三巻を用いて講義さ

れる。神を実感させられている受講生は、講義をすべて受け入れていこうという姿勢に転換されている。統一協会は統一原理を理解させようとはしない。それをすべて丸呑みすることを求める。真理であるとの確信は、神や再臨のメシアに対する信仰からもたらされるのであって、論理的理解によるものではないからである。

統一原理一三巻のビデオを見終わった段階で、各受講生の認識の到達度がチェックされ、受け入れる状態と判断された人にだけ、文鮮明が再臨のメシアであることが明らかにされる。ここまででビデオセンターの役割は終わる。

その後から教育部で、講師による統一原理の生講義がおこなわれる。文鮮明が再臨のメシアであると実感させるための前提となる知識をさらに覚え込ませるためである。

教育部の過程で、先祖解怨・先祖祝福について教えられる。先祖解怨・先祖祝福は、一九九九年から韓国の清平修鍊苑でおこなわれるようになった儀式である。それがおこなわれる主要な目的は、「因縁」で伝道した多数の既婚女性信者に、一〇〇〇万円を超える巨額の献金と引き換えに因縁に合致した救済方法を与えること、既婚女性信者達に対して靈的な体験を集團的に起こさせ、そのことによつて文鮮明が再臨のメシアであることを深く確信させるためである。靈的な体験は、体験した信者を、終生にわたつて組

織に拘束する力を持つている。

先祖解怨を教えるとともに統一協会は恨靈の存在を教える。恨靈とは、この世での恨みが強すぎて、靈界に行かないで、この地上でさまよい、人間にとりついて悪行をおこなわせる靈だと言うのである。人間のおこないの悪いことや病氣の七、八割は恨靈がおこしているのだと教える。

そのように教えられると、A子さんは、自殺した夫が恨靈になつていてるに違いないと思うはずである。夫は靈界には行つていなくて、この地上にさまよつてているということになるはずである。A子さんは、夫の靈がさまよつてていることを信じ、その靈を落ち着かせなければならぬという強い思いを持っていたことは報道から明らかである。夫の兄に対する献金の無心の理由、友人の話などにそのことがあらわれている。A子さんは、夫に落ち着いてもらうために清平に通い、そこで行事に参加し、願いを込めて、必死になつて祈つたはずである。

その過程でA子さんは、とても強くて深い靈的体験をしたのではないかと私は考えている。その理由は、A子さんの統一協会に対する「献身」ぶりは、本当に命懸けなのでないかと感じられるからである。よほど強い靈的体験をさせられていないと、その後の現実がこれだけ手ひどく自分の信仰を裏切っているときに、その信仰を貫き通すこと

は難しいのではないかと考えるのである。

こうした靈的体験等によつて、文鮮明を再臨のメシアとして実感すると統一原理は「真理」となる。その後の実践によってその確信は深められる。統一原理には、統一原理に従つた人生を送らなければ靈人体は完成せず、天国に行けないと教義がある。天国に行きたないと願う以上、もう、統一協会から逃れることはできない状態にされてしまうのである。

以上の過程で最重要の分岐点は、文鮮明を再臨のメシアと実感させられること、すなわち宗教的回心が起こされてしまうことである。その回心の後で、過重な宗教的実践課題が明らかにされたり、組織への隸従が強化されたりしても、もう引き返すことができないのである。だから、宗教的回心が引き起こされる前に、この教義を信じていけば、どのような宗教的実践活動をおこなわなければならないのかについて、情報を開示しておかなければならぬといふべきである。そのことが、宗教的回心の発生について、冷静に考へる根拠を受講生に与えるはずだからである。

教育部でA子さんに対して教えた統一原理によつて、統一協会員としてなすべき目標が、自分や家族の救いという個人的なものから、地上天国の建設による万人の救済という普遍的、公的なものに転換させられる。そう転換させ

るのは、そのほうが献身的、犠牲的活動を持続させやすいし、それを最大化させることができるからである。

そのような状況にしたうえで、統一協会は統一協会員が救済されるためにおこなわなければならない宗教的実践課題を明らかにする。それは誠の限りを尽くしての献金と、命懸けの経済活動、命懸けに愛情を加えた伝道活動ということである。宗教的回心を起こされる前にこうした内容が示されていれば、誰も受講を継続しないはずである。この課題を真理と信じさせられ、実践が求められるから、統一協会による被害が発生するのである。

■第5 違法行為のために隸従させることは許されない

宗教団体といえども、違法な行為や社会的に不当な行為をさせるために、その構成員を組織に隸従させることは許されないというべきである。

命懸けでおこなわされる統一協会の活動の中には、違法なこと、社会的に不当なこと、人情に全く反することがある。そのような行為も実践できるようにするためには善悪の判断基準を変えておかなければならない。動機が「神のため」であれば、どのような行為でも正しいということに変えてしまうのである。普通の人には形成されている、たとえば他人の物を盗んではならないという判断基準を、親のものを盗んで献金しても、それが神のためであれば善であ

る、と変えるのである。

そのように善悪の判断基準を変えたうえで、組織に隸従し、自分の頭で考えない人間にしなければならない。そのためには、アベル・カインの教義を教える。アダム家庭の復帰過程において、カインはアベルに対して全面的に屈服し、絶対的に服従しなければならなかつた。ところがカインはアベルを殺してしまつた。それでアダム家庭の摂理は失敗したのだと教えるのである。そこからの教訓として、カイン＝宗教的下位者は、アベル＝宗教的上位者の指示に對して絶対的に服従し、それに従わなければならぬと教える。その教えを血肉化させるため、アベルへの報告・連絡・相談を日常化させる。毎日の出来事、心の動き、それをすべてアベルに報告させる。それが日常化されていく、ついには自分の頭では考えない人間がつくられていく。

憲法によつて人は個人として尊重されている。人は本来自由を求めるものである。したがつて、宗教団体であれ、人を隸従させるには、その人の本当の、真意からの同意がなければならない。しかし、違法行為や社会的に不当な行為をさせるために人を隸従させることは、たとえ、真意にもどづくものといつても、宗教団体であつても許されるべきではない。それは、そのことによつて被害を受ける社会、加害者とされてしまう信者の保護のためにも、そうである

と言わなければならない。そして、これまで詳しく見てきたように、そもそも統一協会への隸従は、とうてい自由意志にもとづく真意によるものとはいえない。

■第6 不当に高額な献金や、献金の不足が救済の否定という教義にもとづく場合は許されない

その人の資産状況や社会的地位からいって、不当に高額であるような献金や、その献金が、献金の不足は信仰の怠りの結果であるとの教義にもとづいて心理的に強制されているものである場合には、許されないとすべきである。

A子さんの場合のように、全預金を献金し、父名義の不

動産や相続した不動産も売却して献金し、資産がなくなれば消費者金融等から借り入れしてまで献金し、親族に嘘をついて借金を重ねて献金するという事態が発生するからである。

ある。

おわりに

ここまで見てきた統一協会の伝道・教化活動は、A子さんを、統一原理を真理と確信する人間に変え、A子さんの周辺の財産すべてを統一協会が収奪し、A子さんを経済的に破綻させた。そして統一協会は伝道活動等のための無償の労働力としてA子さんを使役し、保護すべき子どもたちを放置させた。それを原因のひとつとして、実の父は失意の中で亡くなつたのであろうし、長男も自殺したのである。次男の山上徹也容疑者は、安倍元首相を殺害することによって、自分の人生を破滅させた。

統一協会による正体を隠した伝道活動を防止する力が社会にあれば、安倍元首相が殺されることを含め、以上のすべてのことが発生しなかつたのである。

復興を生きる

河北新報社編集局 編

東日本大震災
—被災地からの声

激変したその後の人生、生業の再
建、震災経験の継承、復興を担う
キーマンたちの証言、「次の震災」
を見据えた各地での取り組みなど。
二〇二一年度新聞協会賞企画部門
を受賞した地元紙の総力取材によ
る記録。

岩波書店

四六判・並製カバー・336頁 定価2970円